

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 8 日現在

機関番号：25301
 研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22330168
 研究課題名（和文）地域のグローバル化に対応した社会福祉援助技術と体系化に関する
 基盤研究
 研究課題名（英文）Study on Social Work and Systems for Globalization in Communities
 研究代表者
 中嶋 和夫（NAKAJIMA KAZUO）
 岡山県立大学・保健福祉学部・教授
 研究者番号：30265102

研究成果の概要（和文）：

本研究では、日本、韓国、台湾において、グローバル化によって増加している国際結婚による移住女性とその家族が家族関係を継続するための要因、彼女らの悩み、ドメスティック・バイオレンスの状況について明らかにするとともに、彼女らのウェルビーイングの維持と向上のために必要な東アジア型の福祉政策とソーシャルワークのあり方について、欧米とオーストラリアの福祉政策やソーシャルワークの現状と比較しながら明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study cleared factors to continue families' relationship for increasing immigrant women and their families in the era of globalization. Also it cleared their worry and domestic violence. And then, it cleared the East Asian models of social welfare policies and social work for their wellbeing by comparative studies in Japan, Korea, Taiwan, Western countries and Australia.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	6,600,000	1,980,000	8,580,000
2011 年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2012 年度	1,900,000	570,000	2,470,000
年度			
年度			
総計	12,900,000	3,870,000	16,770,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：結婚移住女性、家族福祉、国際福祉、グローバル化

1. 研究開始当初の背景

人の移動や交流が以前より容易になったグローバル時代においては、日本、韓国、台湾の3カ国においても（以下では、東アジア3カ国と表記する）、国際結婚による移住女性（以下では、結婚移住女性と表記する）が増

加している。しかしながら、欧米諸国と比較した場合、外国人に対する政策が十分ではない東アジア3カ国では、結婚移住女性やその家族が生きにくい状況がある。こうしたなか、東アジア3カ国に結婚移住した女性とその家族のウェルビーイングの維持と向上のため

の政策やソーシャルワークを、欧米諸国の状況と比較しながら検討することにした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、東アジア3カ国に国籍を有する男性と国際結婚をした女性とその家族のウェルビーイングの維持と向上に貢献する東アジア型の福祉政策とソーシャルワークについて明らかにすることにあつた。

3. 研究の方法

第1に、結婚移住女性とその家族が家族関係を継続するための要因を、東アジア3カ国のカップルに対して行った量的調査をもとに明らかにした。

第2に、結婚のために、日本、韓国、台湾に移住してきた女性から受けた相談内容を、ソーシャルワーカー等の専門家を対象に行った量的調査をもとに比較検討した。

第3に、日本、韓国、カナダ、オーストラリアにおいて、結婚移住女性とその家族の生活状況と支援状況について、専門機関に対して行ったインタビュー調査をもとに明らかにした。日本と韓国では、ドメスティック・バイオレンスを受けた女性に対してもインタビュー調査を行い、その現状について明らかにした。

第4に、日本、韓国、台湾の3カ国のほか、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツにおける移民政策、および結婚移住女性とその家族に対する政策の現状と課題について明らかにした。

4. 研究成果

19人の執筆者によって、3年間の研究成果を『グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究』というタイトルの著書にまとめた。

近代家族においては、ロマンチック・ラブが支配的イデオロギーとなっている。こうしたなか、第1に、量的調査により、結婚移住女性とその家族が家族関係を継続するための要因は「愛情」であることが明らかとなった。そして、それは、パートナーと会話をしたり、余暇を楽しんだり、ともに家事をするといった「同伴行動」によって深まることも明らかとなった。だが、このような同伴行動ができる人は、結局のところ、パートナーに独立した人格を認め、平等な関係が築ける人

である。とすれば、同伴行動を高めるためのプログラムを実施するとともに、男女平等に関する教育を行うことが不可欠である。

ただし、①男女間の不平等、②経済的困難、③「ハビトゥス」(人々の行動やふるまい、価値観)の違い(言語資本の少なさも含む)により、愛情(ロマンチック・ラブ)を継続させることは容易ではないという現実がある。

こうしたなか、第2に、量的調査をもとに、3カ国の専門家が結婚移住女性から受けた相談内容(悩み)を、大きく6つのカテゴリー(「夫との関係」、「家族との関係」、「文化に関して」、「生活に関して」、「経済的困難に関して」、「意思疎通に関して」)から明らかにした。その結果、日本よりも、韓国と台湾の専門家の方が、ほとんどの質問項目において相談を受けている割合が高く、カイ二乗検定の結果、統計学的に有意な差があることが明らかとなった。ここで注目したいことは、「外国人に対する差別」に関する質問項目において、この質問項目を受けたことのある専門家は3カ国とも80%以上存在したという点である(台湾<98.5%>、韓国<83.5%>、日本<81.4%>)。このことは、3カ国における外国人の生きにくさを意味している。

なお、結婚移住女性とその家族からの相談を受ける専門家に関して、日本では、韓国や台湾と比較して、ソーシャルワーカーが相談を受けていなかった。欧米では、外国人の相談にはソーシャルワーカーが対応するのが当たり前となっているが、今後、日本でも、専門的知識を有したソーシャルワーカーによる外国人への相談が求められる。

第3に、インタビュー調査をもとに、日本と韓国における結婚移住女性が受けた暴力の状況、彼女たちがパートナーと別れた後の状況、そして女性に対する暴力に関する政策と実践について、結婚移民ではない女性の状況やフランスの政策・実践と比較しながら明らかにした。その結果、結婚移住女性も、結婚移民でない女性も、①パートナーの人格が豹変する、②病的な暴力、③暴力が反復されるという3つの特徴を有する不条理な暴力を受けている点では同じであることが明らかとなった。パートナーからの暴力の要因とし

では、複数のシステムや個人の人格に求めることができるが、暴力をする人は“親密な関係にある人を所有物化するハビトゥス”と“男性による支配のハビトゥス”を有している。

このような状況を踏まえた上で、以下のような政策が必要であることを明らかにした。その政策とは、①暴力をした人に対する加害者教育プログラムの法制度化（日本の場合）、②パートナーによる心理的暴力への法的介入と厳しい処罰、③カウンセリングと女性の自立を理念としたソーシャルワークによる体系的な支援、④同居していない親と子どもとの家族調整のためのシステム構築、子どもの教育・養育費支援、⑤外国人に対する総合的な政策とソーシャルワーク、⑥婦人保護事業とパートナーへの暴力に関する政策の分離（日本の場合）である。

第4に、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツにおける移民政策と結婚移住女性とその家族に対する政策の現状と課題について明らかにした。その上で、日本、韓国、台湾の結婚移住女性とその家族に対する政策およびソーシャルワークの現状と課題について明らかにした。その概要は、以下の通りである。

(1) アメリカ

アメリカの軍人と結婚した結婚移住女性は公的機関から様々な情報を得ることができるのに対し、メール・オーダー・ブライドによる結婚移住女性は十分な情報を得ることができないことを明らかにした。また、後者の場合、夫婦関係の不平等により、ドメスティック・バイオレンスが発生しやすいことも明らかにした。

(2) カナダ

カナダの移民政策の歴史をもとに、選別的移民政策、ケベックでのイギリス系とフランス系の対立、そして多文化主義の定着について明らかにした。

また、移民のマルチカルチュラル・ソーシャルワーカーを配置することの必要性について提言した。

(3) オーストラリア

オーストラリアの移民政策の歴史をもと

に、白豪主義の撤廃や多文化政策の立案、選別的移民政策、多文化主義政策の縮小、そして新たな統合主義について明らかにした。また、多文化政策における中央政府と地方政府の役割について明らかにした上で、民間の役割についても明らかにした。

(4) フランス

結婚移住女性の結婚登録手続き、国籍取得方法、そして二国籍結婚の場合の状況などについて明らかにした。また、結婚移住女性が出身国と繋がりを持つことの重要性について指摘した。

(5) ドイツ

ドイツの移民政策の歴史とその特徴について明らかにした。また、ドイツ内の出身国別移民社会について分析した上で、国籍取得の9つの要件について明らかにした。さらに、結婚移住女性とその家族における、子どもの養育、学校教育、職業教育、社会保障、住宅環境、女性統合サービスなどの福祉サービス、そして多文化理解のための共同体間のネットワークやそのプログラムなどについて明らかにした。

(6) 日本

現在、多文化共生という用語が国や地方自治体の政策、そして市民活動のなかでも幅広く使われている現状について検討した。また、2005年、総務省に「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、翌3月には「多文化共生の推進に関する研究会報告書」が提出され、国と地方自治体の役割や責任関係が明確にされた点は評価できる点であることを指摘した。

その上で、グローバル化による多文化状況に対して、国が展開すべき政策について提言した。

(7) 韓国

韓国における結婚移住女性とその家族の歴史について明らかにした上で、その政策の変化とその特徴について明らかにした。また、国籍法や出入国管理法における法的不条理

について指摘した上で、法的改善策を提示した。

(8) 台湾

台湾の新移民政策の導入の背景と政策の実施状況について明らかにした。また、日本からの結婚移住女性が形成した「居留問題を考える会」、東南アジアからの結婚移住女性が形成した「南洋姉妹会」の設立経緯や活動内容、さらには台湾の結婚移住女性の生活状況について明らかにした。

(9) 東アジアにおける結婚移住女性とその家族に対するソーシャルワーク

多文化ソーシャルワーカーの定義、その倫理的責任、カルチュラル・コンピタンスの必要性、多文化ソーシャルワーカーに求められる能力などについて明らかにした。その上で、日本、韓国、台湾における多文化ソーシャルワーカーの必要性について提言した。

日本に関しては、日本の地方自治体（東京、愛知県、神奈川県）の取り組みや、群馬大学や東京外国語大学などにおける最新の動きについて明らかにした上で、政府レベルでの総合的取り組みの必要性について述べた。

韓国においては、政府主導で、結婚移住女性とその家族に関する政策が積極的に展開されているが、専門性の欠けたソーシャルワーカーの介入によって新たな問題が生じていることについても明らかにした。

台湾においても、結婚移住女性に対する専門家養成が十分になされていないことを明らかにした。

上記の内容を踏まえ、最終的には、東アジア3カ国において、多文化ソーシャルワーカーの養成が不可欠であることを提言した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計3件）

1. 尹靖水・鄭英祚・朴志先・金貞淑・中嶋和夫、韓国の多文化家族の妻の生活ストレス苛々感と精神的健康の関係、評論・社会科学、査読有、第102号、2012、23-37
2. 鄭英祚・朴志先・金貞淑・尹靖水・中嶋和夫、韓国の国際結婚移民女性の結婚生活コミットメントと家族形成継続意思の関係、国際高麗学会（韓国語）、査読有、第14号、2012、

353-369

3. 尹靖水・百瀬英樹・黒木保博・中嶋和夫、台湾の多文化家族の夫の日常生活に関連したストレス問題、評論・社会科学、査読有、第97号、2011、41-58

〔学会発表〕（計3件）

1. 鄭英祚・尹靖水・朴志先・金貞淑・中嶋和夫、結婚移民女性の結婚生活コミットメントに関連する要因の検討（ポスター報告）、韓国社会福祉学会、2012年4月27日、韓国保健福祉人力開発院、韓国
2. 鄭英祚・朴志先・金貞淑・尹靖水・中嶋和夫、多文化家族夫の結婚生活コミットメントと家族形成継続意思の関係、韓国社会福祉学会、2011年11月2日、ソウル大学、韓国
3. 鄭英祚・朴志先・金貞淑・尹靖水・中嶋和夫、国際結婚移民女性の結婚生活コミットメントと家族形成継続意思の関係、国際高麗学会、2011年8月25日、ブリティッシュ・コロンビア大学、カナダ

〔図書〕（計1件）

1. 中嶋和夫監修、尹靖水、近藤理恵編著、学術出版会、グローバル時代における結婚移住女性とその家族の国際比較研究、2013、267

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中嶋 和夫 (NAKAJIMA KAZUO)
岡山県立大学・保健福祉学部・教授
研究者番号：30265102

(2) 連携研究者

黒木 保博 (KUROKI YASUHIRO)
同志社大学・社会学部・教授
研究者番号：20121593
尹 靖水 (YOON JHONSU)
梅花女子大学・文化表現学部・教授
研究者番号：20388599
近藤 理恵 (KONDO RIE)
岡山県立大学・保健福祉学部・准教授
研究者番号：60310885
呉 裁喜 (OU JAY)
大東文化大学・文学部・准教授
研究者番号：40326989
桐野 匡史 (KIRINO MASAFUMI)
岡山県立大学・保健福祉学部・助教
研究者番号：40453203